



# みやぎ税務会計事務所通信

《 2021年10月 》



## 税務の話題

### 配偶者の年収による「課税」と「所得控除」のまとめ

「年収がいくらまでなら扶養？」といったご質問を、よくお受けします。  
 以前より巷で耳にする「103万円の壁」ですが、実はその他にも「壁」があることは  
 近頃、多くの方に知られており、気にされる方が増えているようです。  
 そこで、今月は「もうすぐ2021年も終わり…!？」にあわせて、  
 配偶者の方の課税やご自身の所得控除について、まとめてご案内いたします。  
 「壁」の前で止まるか越えるか、は“考え次第”…！

\*\*\*\*\*

【全体像】※ 給与収入のみの場合



#### 〔1〕100万円 ～住民税の課税なし！のライン～

住民税は、1月1日に住所のある市区町村に納めます。

「均等割」と「所得割」に分かれますが、「100万円」は、どちらも課税されないラインです。

ただし、市区町村により異なります。

お住まいの自治体のホームページなどで、必ずご確認ください。(ラインが下がる自治体があります)

「均等割」  
地域社会を支える会費の  
ようなもの。一定額。

「所得割」  
前年の所得に応じて課税。

#### 〔2〕103万円 ～お馴染みの所得税課税なし！配偶者控除適用！のライン～

この103万円が「所得税」ではひとつの区切り、といえるところかもしれません。

(所得控除が基礎控除のみの場合です。その他の事情により異なる場合があります。)

年収が103万円までは、所得税は課税されません。

それとともに、その方(配偶者)を扶養する納税者に「配偶者控除38万円」が適用されます。(納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合のみ)

「どうして103万円なの？」は裏面で解説！⇒

